

2013年6月18日
国際交流センター

平成25年度 文部科学省外国人留学生学習奨励費
受給者の決定について(お知らせ)

この度、独立行政法人日本学生支援機構から標記について、下記のとおり学習奨励費受給者の決定について報告がありましたのでお知らせいたします。

ついでには、受給が決定した留学生は6月19日(水)～6月28日(金)までに国際交流センター在籍確認簿にサインするよう願います。在籍確認簿にサインしない場合は奨学金は支給されませんので十分注意してください。

なお、申請をしながら採用されなかった留学生の皆さんには落胆することなく、平成26年度の採用に向けて学業に専念し、良い成績を取得できるよう頑張ってください。

注意事項

この奨学金は返還義務はありません。しかしながら、学習奨励費は我が国の国民の税金から支給されていることから、文部科学省が定める支給停止要件に該当する者については直ちに支給を停止されます。(支給停止者がでた場合は、その者の代わりに次候補者を推薦することとなります。)

◎支給停止該当要件

1. 退学者・除籍者・休学者
2. 学業専念義務を怠り成績不振となった者
3. 在籍確認ができなかった者

学習奨励費受給決定者		学籍番号
学籍番号	学籍番号	学籍番号
31010200	31260042	11213003
31010130	31260803	11211003
31060225	31026002	
31260149	31260088	
31160100	31260096	
31060126	30910062	
31160032	31327034	
31260814	31360053	
30960194	31360168	
31160200	31360173	